



新型コロナウイルス感染症対策のための呉市立小学校、中学校、 高等学校における一斉臨時休業について

本日、臨時教育委員会会議を開催し、次のとおり議決しました。

学校保健安全法第20条の規定により、次の期間、呉市立小学校、中学校及び高等学校を一斉臨時休業とする。

1 期間

令和2年4月17日（金）から5月6日（水）まで

2 一斉臨時休業とする主な理由

- (1) 県全体として「感染拡大警戒地域」に入ったと考えられており、急速な拡大が予測されている。
- (2) 呉市立学校には、他市町から通勤している教職員が約35%、呉高等学校には、他市町から通学している生徒が約20%おり、人の移動による感染リスクが高い。
- (3) 電車やバスなど公共交通機関を使って通学している児童生徒もおり、密集、密接による感染リスクが高い。
- (4) 新型コロナウイルス感染症に対する不安から、学校を欠席する児童生徒が増えている。

3 一斉臨時休業中の留意事項

- (1) 臨時休業期間中は、健康に留意し、不要不急の外出を避け、基本的に自宅で過ごすよう指導する。
- (2) 学習機会の保障のため、学校の実態に応じて、適切な学習課題の提供及び分散登校日の設定を実施する。
- (3) 部活動は、実施しない。

4 その他

(1) 給食

臨時休業期間中は、中止する。

(2) 一人で過ごすことができない児童生徒への対応

ア 特別支援学級に在籍する児童生徒のうち、障害に対応した預かり先が見つからない

場合、同じ場所に多くの児童生徒が長時間集まることのないよう、必要な対策を行った上、必要最小限の人数に絞って登校させる等の特段の配慮を行う。

イ やむを得ない理由により、日中の間、居場所を確保できない等の場合は、個々の状況をよく把握した上で、この状況の児童生徒の登校を受け入れるものとする。ただし、この場合、今回の臨時休業の趣旨を保護者等に十分説明し、その目的を達せられるように理解を求めるものとする。

(3) 放課後児童会に在籍する児童への対応

放課後児童会については、通常通りの開設（14：00～18：30）となるため、放課後児童会が始まるまでの間、学校で受け入れるものとする。

なお、放課後児童会の朝からの開設については、子育て支援課と調整中。

(4) スクールバス

スクールバスは、通常通りの運行を基本とし、必要に応じて柔軟に対応する。

(5) 目的外使用

臨時休業期間中は、中止する。

上記の必要な情報については、呉市教育委員会ホームページ、学校だより、各学校のホームページ、メール配信等で、保護者に周知する。